

# 定例委員会の開催状況

第1 日時 平成14年6月27日(木)  
午前10時 ~ 午前11時55分

## 第2 出席者

### 1 国家公安委員会側

村井委員長

磯邊、渡邊、荻野、安崎、川口各委員

### 2 警察庁側

長官、次長、官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、  
警備局長、情報通信局長

## 第3 議事の概要

### 1 議題事項

#### (1) 地方警務官の人事異動について

警察庁から、「7月10日付け地方警務官1人の人事異動について  
発令することとしたい。」旨の説明があり、原案どおり決定した。

#### (2) 国家公安委員会委員長に対する開示請求に関する決定について

警察庁から、「6月4日付けで国家公安委員会委員長に開示請求された『平成14年2月28日及び3月7日開催の定例国家公安委員会  
会議録並びに配付資料』について、一部を除き、開示することとしたい。」旨の説明があり、原案どおり決定した。

( 3 ) 金大中大韓民国大統領来日に伴う静穏保持法に基づく地域指定に関する協議について

警察庁から、「外務大臣から国家公安委員会に対し、同大統領の来日に伴い、6月30日から7月2日までの間、横浜国際総合競技場等の周辺地域を静穏保持法に基づく規制地域に指定したい旨の協議がなされた。」旨の説明があり、原案どおり決定した。

( 4 ) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会のインターネット・ホームページの受信電子メール、書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内容を原案どおり了承した。

## 2 報告事項

( 1 ) 監察の取扱い事案について

警察庁から、「神奈川県警察の警部が、5月ころ、女兒にわいせつ行為をしたとして、同県警察は、6月26日、同警部を通常逮捕した。」旨の報告があった。

( 2 ) 「C S E C 東南アジアセミナー」及び「C S E C 東南アジア捜査官会議」の開催について

警察庁から、「7月2日及び3日の2日間、東京において、東南アジア4か国等の警察官等を招へいし、児童の商業的性的搾取に関するセミナー及び捜査官会議を開催する予定である。」旨の報告があった。

( 3 ) 陸運支局等での車検をめぐる不法行為対策について

警察庁から、「自動車検査官等に対する不当要求を防止するため、陸運支局等との連携を強化し、自動車検査官等に対する各種講習の充実等の諸対策を実施している。」旨の報告があった。

委員から、「自動車検査官等に威圧的な言動をして不当要求を行う者は多人数に上るのか、それとも特定の者が組織的にやっているのか。また、陸運支局等の自動車検査官は法律の基準に基づいて適正な検査を行うこととされていると思うが、例えば、総会屋を利用する者が総会屋に金を支払うことが法律で禁じられているのと同じように、不当要求者の圧力を受けて車検をパスさせた公務員に対する処罰はなされるのか。」との質問があり、警察庁から、「不当要求者の実態を詳細に把握しているわけではないが、中には悪質な業者もいると思われるので、今後は陸運支局等との連携を図り、不当要求者には厳しく対応してもらおうとともに、警察においても事件化を図るなど、きちんと措置していくこととしている。また、公務員が不当要求を受けて対応した場合、そのことが処罰されるような規定ぶりになっていない。」旨、説明した。

#### (4) 暴走族取締強化期間の実施について

警察庁から、「7月中に、暴走行為の封圧に向けた取締りの強化等を内容とする暴走族取締強化期間を実施することとした。」旨の報告があった。

委員長から、「過去に『暴走車両の没収は最も効果があるが、現実的にはいろいろな制約があってあまり実施されていない。』との報告を受けたが、この点は変わりがないのか。暴走族対策で最も効果があるのは暴走車両の没収であると思う。少年非行防止対策の意味でもこの点強化してほしい。暴走族は主に中学生から高校生ぐらいまでの年齢層で構成され、時期が来れば卒業するだけに、没収されるのであれば暴走行為はやめようというような抑止力になるのではないか。」との発言があり、警察庁から、「昨年中の暴走車両の押収は約8千台であるが、捜査が終了した後に還付している。没収は家庭裁判所の決定によるものであり、没収は一般の裁判所が行う付加刑であるが、暴走車両の没収は平成12年から14年にかけて16件、同じく没収は平成13年から14年にかけて5件あり、没収件数が若干増加している。

また、最近では、保護者から『車両を保有していると再び暴走行為を繰り返すので取り上げてほしい。』との依頼を受け、家庭裁判所において車両の没取を行う例もある。暴走族の約7割は少年であり、暴走車両の没取は効果的であるが、現実問題として、本来の違反行為と比較衡量した場合に暴走車両の没取は重過ぎるという議論が一部にある。暴走族対策の重点の柱として、暴走車両の没収、没取について関係方面に働きかけを行うよう都道府県警察を指導しているところである。今後、検察官、あるいは裁判官、家庭裁判所の関係者に対して、暴走行為を行っている現場に来てもらい、実態を見てもらうと理解が深まると思われるので、この点の働きかけを行う必要がある。」旨、説明した。

委員から、「暴走車両について、懲罰や暴走防止の観点から、一定期間押収することはできないのか。また、条例で没収等はできないのか。」との質問があり、警察庁から、「証拠品の押収はあくまで捜査の必要上行うものであり、押収の必要がなくなった場合等には還付等を行うこととなる。条例で没収する旨の規定を設けることができるかについては、地方自治法に『条例中に没収の刑を科する旨の規定を設けることができる。』旨の規定があるので可能である。ただし、条例で没収が規定されていても、これは付加刑であるので、裁判所が均衡論にのっとり判断を下すこととなる。」旨、説明した。

委員長から、「条例で没収の規定を盛り込む余地があるのであれば、没収について条例に明確に規定してもらおうと暴走族に対する抑止効果があるかもしれない。」旨の発言があった。

委員から、「以前、自分が出席した管区内公安委員会連絡協議会の会議において、暴走車両の没収は暴走族対策として極めて有効である旨の発表があった。」旨の発言があった。

委員から、「暴走族の暴力団への加入状況は把握されているのか。」との質問があり、警察庁から、「検挙した暴走族少年の30数%は暴力団とかかわりを持っているとの調査結果がある。御指摘の点についての調査結果は別の機会に報告したい。」旨、説明した。

委員から、「暴走族に対しては、『夜の騒音で眠れない、い集されると恐ろしい、暴力団の予備軍となり得る、善意の第三者に対する重大な交通事故の原因となる』など、国民の迷惑となっている。暴走族対策に関する条例の制定を推進し、有名な暴走行為の場所をなくするなど、大規模な対策を短期間に集中して行くと、大きな効果が表れるのではないかと思う。全国一律ではなく、暴走族の暴走行為等がひどい県には全国から応援を得て取り締まることも検討してはどうか。」旨の発言があり、警察庁から、「特に夏期は暴走族の活動が活発となるので、今回の期間も含めて取締りを強化していきたい。暴走族に関しては、第一線の交通警察が大変苦勞しているところであり、委員御指摘の点について重点的かつメリハリをつけて取り組んでいきたい。委員御指摘の点については、暴走族対策も含め、今後、警察運営の一つの取組み方として府県横断的に警察力を集中するなどの必要性はあると思われる。」旨、説明した。

( 5 ) 金大中大韓民国大統領来日をめぐる情勢と警察措置について

警察庁から、「金大中大韓民国大統領は、6月30日から7月2日までの間、ワールドカップサッカー大会決勝戦・閉会式出席等のため来日する予定であり、関係警察では、所要の体制で警備を実施することとしている。」旨の報告があった。

( 6 ) 2002年ワールドカップサッカー大会に伴う警備措置について

警察庁から、「国内各地で開催中の同大会に伴う警備措置」について報告があった。

( 7 ) 右翼街宣車による高速道路不正通行対策の推進について

警察庁から、「右翼街宣車が高速道路において不正な方法により正規の通行料金の支払いを免れている事案に関し、福岡県警察及び大阪府警察では、これまでに右翼団体構成員5人を詐欺罪等で逮捕している。」旨の報告があった。

これに関連して、警察庁から、「高速道路不正通行の現状と対策」について報告があった。